

デジタル時代の 本のゆくえ

OÙ VA LE LIVRE

À L'ÈRE DU NUMÉRIQUE ?

ブルーノ・ラシーヌ(仏国立図書館長) × 大滝則忠(国立国会図書館長) ×

植村八潮(専修大学教授／出版デジタル機構会長) × 中山正樹(国立国会図書館電子情報部長)

司会／クリストフ・マルケ(日仏会館フランス事務所所長)

日本の国立国会図書館とフランス国立図書館は、
現在「所蔵資料のデジタル化」という共通のテーマに取り組んでいる。
図書館の持つ膨大な「知」は、近年のデジタル化により
インターネットを通じての普及が可能になっているが、この「知の普及」をスムーズに実現するためには、
「何を誰に対してどのように配信すべきか」という基本的なテーマはもちろんのこと、
著作権者の利益保護や出版業界との連携方法など、解決しなければならない課題は多い。
そういった電子書籍の法律的・経済的な諸問題について、
両国の国立図書館は現在どのように考え、どうやって対応を進めているのか。
デジタル時代における国立図書館や出版業界のあり方について、
フランス国立図書館長のブルーノ・ラシーヌ氏、
国立国会図書館長の大滝則忠氏、
国立国会図書館電子情報部長の中山正樹氏、
専修大学教授で出版デジタル機構会長の植村八潮氏が語り合った。

*この原稿は、2012年11月28日(水)日仏会館一階ホールにて行なわれた講演会をまとめたものです。
(主催◎日仏会館フランス事務所、アンスティチュ・フランセ日本
後援◎ フランス国立図書館、国立国会図書館、日仏図書館情報学会)

◆第二部 デジタル化時代における 国立図書館の役割とは

マルケ▼本日司会を務めます、日仏会館フランス事務所長のクリストフ・マルケです。第一部では、国の文化遺産でもある図書館の蔵書を、このデジタル化時代においてどのように活用すべきか、日本とフランス両方の国立図書館長のお話を伺いながら考えていきたいと思います。

国立図書館における蔵書のデジタル化は、フランスでは一九九七年にガリカ^{注1}がスタートし、日本でも二〇〇〇年頃から取り組みが始まりました。このデジタル化の流れの中では、様々な問題が発生する一方で、今後の蔵書の活用についての新たな展望も見えていると思います。まずは日本の国立国会図書館の大滝則忠

注1◆ガリカ (Gallica) ……
1997年にフランス国立図書館
が設立した電子図書館サイト。
2013年2月14日現在、コンテ
ンツ総数213万4,154点。その
内訳は、書籍420,326点、文
書31,105点、図版573,632
点、録音資料2,583点などとな
っている。
<http://gallica.bnf.fr/>

◎プロフィール
クリストフ・マルケ
(Christophe MARQUET)
日仏会館(東京・恵比寿)フランス事務所・日本研究センター所長。フランス国立東洋言語文化研究学院(INALCO)教授。研究分野は日本美術史と日本出版文化史。
研究業績・刊行物は、
<http://marquet.inalco.free.fr/> を参照。

館長から、同館におけるデジタル化の現状とその進捗状況について発表していただきます。

大滝▼国立国会図書館の館長、大滝則忠です。私からは「デジタル時代への国立国会図書館の対応」として、国立国会図書館が取り組んでいるデジタル化の方針や現況、今後の課題などをお話ししていきたいと思います。

国立国会図書館のデジタル化の現状

大滝▼世界各国の国立図書館は、フランス

で始まった納本制度によって、各国内の出版文化財を収集し、長期にわたり利用できるような活動を続けています。日本でも、一九四八年に国立国会図書館法により国立国会図書館が創設され、出版文化財の保存にあたってきました。しかし、デジタル化によってグローバルな情報流通が実現した現在、こうした伝統的な図書館の活動も、新時代に適合できるように変革を遂げることが求められています。国立国会図書館でも、限られた経営資源を最大限に有効活用し、国民の監視のもとで社会の期待にこたえていくため、二〇一二年七月末に「私たちの使命・目標二〇一二―二〇一六」として、次のような内容を取りまとめました。

その中では、まず我々のミッション(使命)は、「出版物を中心に国内外の資料・情報を広く収集し、保存して、知識・文化の基盤となり、国会の活動を補佐するとともに、行政・司法及び国民に図書館サービスを提供することを通じ、国民の

国立国会図書館の現況

出典／シンポジウム当日のレジュメより 作成／国立国会図書館

設置法	国立国会図書館法
創設年	1948年
職員数	890名(2012年4月)
年間予算額	約197億円(2012年度)
資料購入費	約24億円(2012年度)
蔵書数 (2011年度末)	図書 約988万点
	逐次刊行物 約1,484万点
	総計 約3841万点
受入資料数 (2011年度)	図書 約20万点
	逐次刊行物 約59万点
	総計 約96万点
書誌データ 作成数	2011年度新規作成:約60万件 累計:2,118万件
利用者数 (2011年度)	東京本館 46万人(1,650人/日) + 遠隔利用・・・

施設名	敷地	建物
東京本館	30	148
関西館	82	59
国際子ども図書館	8	7
合計	120	215

単位:千㎡

インターネット 資料の 収集・保存 (2012年9月時点)	対象タイトル数:7,155件
	収集個体数:45,411件 (例:1タイトルにつき、4回収集すると、 4個体)
	全容量:143 TB(テラバイト)
デジタル化 資料数 (2012年11月時点)	インターネット公開:約43万点
	館内限定提供:約173.5万点
	合計:約216.5万点
近代デジタルライブラリのアクセス 数(2011年度)	約3,329万件 (約91,000件/日)

創造的な活動に貢献し、民主主義の発展に寄与すること」と再認識しました。そのうえで、この五年間に最大限に努力すべき目標として、「専門的な調査・分析と迅速かつ的確な情報提供による国会の活動の補佐」、「デジタル情報を含む資料の収集・保存」、「収集した資料への迅速かつ適切なアクセス環境・手段の整備」、「未曾有の震災の教訓を後世に伝えるための東日本大震災アーカイブ構築」、「内外のさまざまな関係機関との協力・連携」、「透明性が高く効率的な運営管理」の六点を掲げました。この中でも今日のテーマと特に深く関連するのが、二番目の「デジタル情報を含む資料の収集・保存」、そして三番目の「収集した資料への迅速かつ適切なアクセス環境・手段の整備」の二つの目標です。

現在、国立国会図書館では一年間に約一〇〇万点の図書や逐次刊行物をはじめとする資料を受け入れており、蔵書数は二〇一一年度末で図書が約九八八万点、

◎プロフィール

大滝則忠(おおたき のりただ)

国立国会図書館長。

1944年生まれ。山形県川西町出身。

1968年から国立国会図書館に36

年余を奉職し、2004年に副館長として退職。

在職中、おおよそ20年に及んだ国立国会図書館関西館の建設構想から開館までの各段階にほぼ一貫して携わる。退職後も変わらず「図書館」に関わり続け、東京農業大学教授(図書館情報学)、社団法人日本図書館協会理事を経て、2012年4月に職員出身としては初の国立国会図書館長に就任した。利用者の目線に立ち、デジタル時代の国立国会図書館サービスのあり方を職員とともに追求する。

国立国会図書館→<http://www.ndl.go.jp/>

逐次刊行物が約一四八四万点となっています。最近ではCDやDVDなど、最初からデジタル媒体に記録された資料も多くなっていますが、それに加えて「従来の資料をデジタル化したもの」も増えてきました。この「資料のデジタル化」は、図書館にとっても利用者にとっても便利だけでなく、世界的な趨勢でもあるため、図書館は今後、業務の中でデジタル化を活用することが必須となってくるでしょう。

ここで改めて「デジタル化」の目的を考えるならば、それは「資料の保存」と「資料へのアクセスを高めること」の二点

にあると思います。「資料の保存」は、「所蔵資料を永く保存しながら利用する」という国立国会図書館の目的を達成するために、デジタル化によって資料の摩滅や損傷を防ごうというものです。以前は劣化防止のため紙媒体をマイクロフィルムで撮影していましたが、現在はデジタルデータへの変換が主流となりました。そしてもう一つの「資料へのアクセス」は、デジタル化によって電子図書館サービスを実現し、利用者がいつでもどこからでも図書館の所蔵している情報を利用できるようにしようということです。

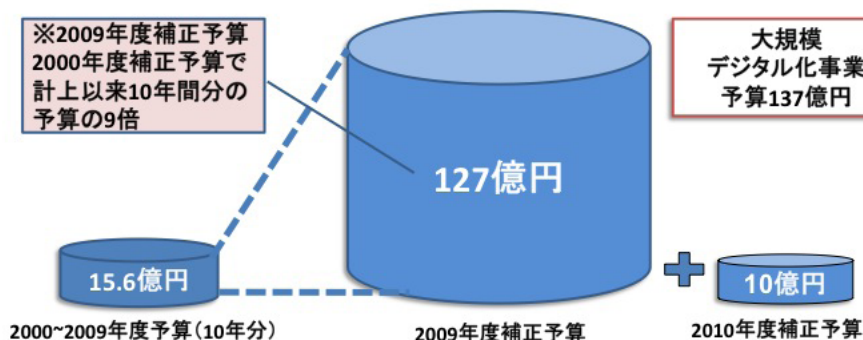
こういった資料のデジタル化に際しては、法的な基盤と財政的な基盤が必要になります。まず法的な基盤は著作権法です。著作権法にはもともと図書館は原資料の保存のため、著作権者の許諾なく図書館資料を複製できる(第31条第2号)とする規定があり、国立国会図書館に限らず、図書館における収蔵資料のデジタル化は可能とされてきました。そして二〇

方針を支える根拠

出典／シンポジウム当日のレジュメより 作成／国立国会図書館

デジタル化	内 容
～2009年	図書館は、原資料保存のため、著作権者の許諾なく、図書館資料を複製できる
2010年1月（改正著作権法施行）	国立国会図書館は、原資料保存のため、著作権者の許諾なく、デジタル化して館内提供できる
2013年1月（改正著作権法施行） 2014年1月（正式運用予定）	デジタル化した資料のうち、絶版になっているものを、公共図書館・大学図書館へ送信できる

※2009年度補正予算
2000年度補正予算で
計上以来10年間分の
予算の9倍



一〇年一月以降は著作権法が改正され、国立国会図書館では著作権者の許諾なく資料をデジタル化できるだけでなく、そのデジタル化の成果を館内で利用できるようにになりました。さらに二〇一二年六月の法改正では、国立国会図書館でデジタル化した資料のうち、絶版等で入手困難な資料のデータは、全国の公共図書館や大学図書館にも送信できることになったのです。こちらは現在技術面の準備を進めており、二〇一四年一月から送信システムが稼働できる見込みです。

もう一方の財政的な基盤については、二〇〇九年度以前のデジタル化の予算は十年間で一五・六億円でしたが、二〇〇九年度の補正予算で一挙に一二七億円が予算化され、さらにその翌年度の補正予算でも一〇億円が計上されました。こういった莫大な国家予算による裏づけ、そして前述の著作権法の改正によって、ここ数年で国立国会図書館はデジタル化の作業を大幅に進めることができました。

二〇一二年十一月の時点では、国立国会図書館の蔵書のうち約四分の一にあたる資料（古典籍、和図書、和雑誌、官報、博士論文など）、合計二二〇万点近くのデジタル化が完了しています。また、その中で著作権の保護期間が切れたものや著作者の許諾を得たものなど約四三万点は、インターネット上でも閲覧することが可能になっています。今後、前述の公共図書館などへの送信システムが稼働すれば、利用者はわざわざ国立国会図書館まで出向かなくても、地元の図書館で国立国会図書館所蔵の資料を閲覧できるようになります。この場合の具体的な手順としては、利用者が身近な図書館に申請↓各図書館から国立国会図書館のサーバへ閲覧要求↓国立国会図書館のサーバから各図書館に資料データを送信↓利用者に提供、という流れになります。なお、サービスの実現にあたっては、このサービスでさまざまな影響を受ける可能性のある当事者（出版社、著者団体、流通、図書館界な

ど）が「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の場で協議を重ねたうえで枠組みを合意しました。

デジタル化における課題

大滝▼国立国会図書館では、このようにデジタル化の作業を進めてきましたが、今後解決しなければならない課題もたくさんあります。まず第一には、財源の問題です。先に二〇〇九年度と二〇一〇年度の補正予算で合計一三七億円が確保できたと述べましたが、一転して二〇一二年度のデジタル化の予算は、ゼロです。今後資料のデジタル化を進めていくには、どうしても財源が必要になりますので、なんとか継続的に確保していきたいと考えています。

そして第二の課題は「本文のテキスト化」です。現在、デジタル化の成果はJPEGファイル、つまりイメージ情報（画像）として保存されていますが、その

デジタル化の現況

出典／シンポジウム当日のレジュメより 作成／国立国会図書館

2012年11月末時点

資料種別	デジタル化資料提供数(概数)		
	インターネット公開	館内限定提供	合計
古典籍	7万点	2万点	9万点
和図書	32万点	57万点	89万点
和雑誌	0.5万点	102万点	102.5万点
官報	2万点	-	2万点
博士論文	1.5万点	12.5万点	14万点
合 計	43万点	173.5万点	216.5万点

<参考>

2009年度末提供数	
貴重書画像データベース(1998年から提供)	957点
近代デジタルライブラリー(2002年から提供)	155,871点
児童書デジタルライブラリー(2003年から提供)	1,980点
合 計	15.9万点

中に含まれる文字情報をテキスト化すれば本文検索が可能になり、利用者の利便性が確実に向上します。しかし、全文テキスト化については著作権者ごとに考えが異なるうえ、出版活動の全般に大きな影響を与える可能性があるものとして、出版界などに慎重な意見が多くあります。そのため、現在の著作権法では、本文のテキスト化までは認められていません。ただし、視覚障害者サービスの分野にはテキスト化が例外的に認められています。特に、二〇〇九年の著作権法改正に当たっては、衆参両院で、国立国会図書館でのデジタル化の結果は、障害者サービスの分野で十分に活用できるよう取り組むことが必要であるとの附帯決議がありました。視覚障害者の読書機会を広めるためにも、今後、視覚障害者サービスを目的としたテキスト化には、積極的に取り組んでいく予定です。

そのほか、著作権法の改正や、出版界との協力によるデジタルコンテンツの利

活用のさらなる促進、紙版と電子版の両方がある出版物への対応なども、今後に国立国会図書館で検討すべき課題といえます。加えて、これからは紙資料のデジタル化だけでなく、最初からデジタルデータとしてインターネット上に存在するコンテンツも収集していく必要があります。

国立国会図書館では、二〇〇二年一月からWARP (Web Archiving Project / インターネット資料収集保存事業) を開始しており、当初は許諾による収集を行なってきましたが、二〇一〇年四月からは公的機関のインターネット資料について、制度的収集を開始しました。そして二〇一二年六月の国立国会図書館法改正により、二〇一三年七月以降は民間の電子書籍・電子雑誌等についても、制度的収集を開始することになりました。当面は無償かつDRM (技術的制限措置) のないものに限定して収集を行いますが、今後はさまざまな権利者をはじめ関係者等と相談しながら更なる法律改正を含めて

制度設計して、有償出版物やDRMのある電子書籍・電子雑誌等を収集できるようにするとともに、収集したコンテンツの利用環境の整備や長期的な保存のための課題解決にも取り組む必要があると考えています。

東日本大震災アーカイブ構築 ／国際連携等

最後に、先に挙げた国立国会図書館の目標のうち、デジタル化以外の内容についても少し触れておきたいと思います。

まず、東日本大震災アーカイブの構築です。国としては、この未曾有の災害の教訓を後世に伝えるため、現在さまざまな機関が持っている東日本大震災の記録を分担して収集し、保存するという方針を立てています。国立国会図書館では、それらの情報を総合的に検索できるポータルシステムを二〇一三年三月に公開する予定です。

また、国際的な連携としては、米国議会図書館とUNESCOの主導により開設された「ワールドデジタル・ライブラリー」や、各国の国立図書館との連携協力などを進めていく予定です。一方、これまでにも、オランダ王立図書館と協定を結んで二〇〇九年に電子展示会「江戸時代の日蘭交流」を開催したり、二〇一〇年には中国・韓国と電子図書館の発展促進を目的として、インターネット上の三カ国の文化・学術遺産への容易なアクセスを目指す「日中韓電子図書館イニシアチブ」を締結したりしてきました。今後は、フランスの国立図書館との連携協力も非常に重要になってきます。先ほどラシーヌ館長とお話したのですが、二〇一四年には日仏の文化交流九〇周年の節目を迎えますので、この機会に、私たち国立国会図書館とフランス国立図書館（以下、仏国立図書館）が共同で電子展示会のサイトを立ち上げるなど、何らかのプロジェクトを一緒に展開したいと考えています。

どの国でも国立図書館は「国民の役に立つ仕事」を担う立場にあります。国立国会図書館法の前文にも、「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される」と明記されています。私たちは今後も「真理が我らを自由にする」ことを確信しつつ、国民のためとなる仕事を担うことに強い誇りを持ち、国際的な連携を深めながら、デジタル時代に立ち向かっていきたいと思っています。

マルケ▼大滝館長、ありがとうございます。では次に、仏国立図書館の館長であるブルーノ・ラシーヌさんに、フランスにおける国立図書館の現状をお話しいただきたいと思います。ラシーヌ館長は、二〇一〇年に出版された『Googleと新しい世界』（Google et le nouveau monde, 2010）という著書の中で、デジタル化に対するご自身の考え方はもちろん、デジ

◎プロフィール

ブルーノ・ラシーヌ

(Bruno RACINE)

フランス国立図書館長。

1951年生まれ。パリ政治学院およびフランス国立司法学院に学ぶ。

1983年から86年まで、外務省勤務。1986年にジャック・シラク内閣へ参入し、88年まで外交官を務める。

1993年にはアラン・ジュペ内閣に参入し、外務大臣に就任。

1997年から2002年まで、ローマ・フランス・アカデミーの取締役。

2007年3月28日、閣議決定で国立図書館長に任命され、同年4月2日から現職。

著書に、*Google et le nouveau monde* ほか。

フランス国立図書館 → http://www.bnf.fr/fr/outils/a.bienvenue_a_la_bnf_ja.html

タル化の持つ新しい可能性や、さらには Google のような民間企業と公的図書館がどのようにパートナーシップを取るべきかなどについても言及されています。ではラシーヌ館長、お願いします。

ラシーヌ▼仏国立図書館の館長、ブルーノ・ラシーヌです。まず最初に、仏国立図書館の概要からご説明したいと思います。

フランス国立図書館の概要とデジタル化

ラシーヌ▼仏国立図書館は、一三八〇年に設立された歴史ある図書館です。その使

命は他国の国立図書館と同様、まず第一にフランス国内の刊行資料について責任を負うことです。仏国立図書館では、最初の法定納本が一五三七年に施行されて以降、五世紀近くにわたってユニバーサルな立場でできるだけ多くの資料を収蔵し、他国との協力を発展させながら、研究のための有力なツールを提供してきました。現在の蔵書数は約一三〇〇万点で、規模としては日本の国立国会図書館と同じくらいですが、実は私たちは蔵書の約一〇〇〇倍にあたる一三〇億件以上の膨大な電子ファイルを所有しています。言ってみれば今、仏国立図書館は「デジタルデータの図書館」でもあるのです。

図書館のデジタル化というのは、一種の革命です。この革命は、私たちが図書館の使命を遂行するうえで、その方法を大きく変化させるものでした。たとえば国の知的文化財を集めるための法定納本は、以前は郵便を使って紙媒体の書籍等

を送ってもらう形を取っていました。しかし二〇〇六年からは、出版者にはオンライン、つまりWeb経由での納本が義務付けられています。先ほど挙げた一三〇億件もの電子ファイルというのは、こうした変化によって蓄積されてきたものです。

また、デジタル化は資料へのアクセスのハードルも劇的に下げました。これまでは一部の研究者しか参照できなかったような貴重な資料、たとえば中世の手書きの写本なども、デジタル化によって誰もが無料でアクセスし、閲覧できるようになったのです。これは未だかつてなかった「知的財産の民主化」と言えます。また、デジタル化のおかげで、国際間の資料のやりとりなども非常にやりやすくなりました。

ただ、その一方でデジタルデータは非常に壊れやすく、ある意味で紙よりずっと脆いという側面があります。そのため私たちは、デジタルデータを永久保存す

るためのインフラ整備に力を入れてきました。現在、デジタル化のために確保された年間予算のうち、直接デジタル化の作業に使っているのは三〇〇万ユーロだけで、残りはすべて資料を保存するためのインフラ整備に充てています。これは、デジタル化したデータの品質をより高いものにするためです。

また、私たちはテキスト中心の書籍だけでなく、写本や版画、写真、地図、貨幣などの資料についてもデジタル化を進めています。こういった特別コレクションをデジタル化する際は、コレクション全体についてなるべく完全にデジタル化する、という方針で行なっています。たとえば人物を描いたイラストは、アラブのもの、トルコのもの、ペルシャのものという風に分類しながら、収蔵するすべての作品をデジタル化しています。また、コレクションの中には、世界的にも貴重で美しいギリシャ貨幣が一万三万枚もあるのですが、こちらはそのすべてをデ

デジタル化しているところです。こういった資料については、現物をそのままスキャンしたり撮影したりしてデジタル化することもあり、より迅速に研究者に資料を提供できるよう、マイクロフィルムからデジタル化することもあります。

デジタル図書館「ガリカ」

仏国立図書館では、そのようにしてデジタル化した資料の一部を参照できるデジタル図書館として、ウェブサイトを「Gallica（ガリカ）」を運営しています。ガリカは二〇年前に創設され、一五年前からは広く一般にも開放されてきました。現在ではおよそ二〇〇万件もの資料が無料でアクセス可能になっており、八〇万件の新聞記事なども参照できます。どうしてこれほど膨大な量の資料を閲覧できるのかといえば、フランス政府が四年前から研究者支援を目的として資料の

デジタル化に予算をつけ、産業レベルと言ってよいほど大規模にデジタル化計画を進めてきたからです。この計画の財源としては、政府から仏国立図書館に支給されるデジタル化関連の予算が年間六〇〇〇七〇〇万ユーロ（日本円にして約七億円）ありますが、そのほかに官民の提携によって財源を確保するという新しい取り組みも行なわれています。取り組みの詳細は後述しますが、これにより私たちはより大規模に、書籍のデジタル化を進められるようになりました。現在は毎年八〇〇万〇一〇〇〇万ページ、本に換算すると七万〇八万冊がデジタル化されています（ただし、そのすべてを仏国立図書館でデジタル化しているわけではなく、全体の三分の一はフランス国内の提携している他の図書館において、国の計画の一環として作業が進められています）。これらのデジタル化によってガリカで参照できる資料が増え、それとともにガリカの利用者もどんどん増加していきました。特に二〇一二年一月にiPad版ア

プリをリリースしてからは、一日あたりおよそ四万人を超える人たちがガリカにアクセスし、長時間にわたって資料を閲覧しています。

官民提携による 資金調達の仕組み

では、このようなデジタル化の財源となっている「官民提携の仕組み」とはどのようなものか、具体的に説明したいと思います。そもそも四年前、フランス政府は経済成長促進のために大規模な国債を発行し、未来に向けてのプロジェクトに投資することを決定しました。その総額三五〇億ユーロのうち、七億五千万ユーロが「知的文化遺産のデジタル化とその有益な利用法」のプロジェクトに充てられました。これは仏国立図書館が単独で消化すべき予算ではなく、あくまで官民連携の枠組みの中で行なわれるプロジェクトへの「投資」に向けたお金です。

そして「投資」である以上、そのプロジェクトは採算性のあるものでなくてはなりません。そこで私たちは、デジタル化を専門に行なう仏国立図書館一〇〇％出資の子会社を作り、いくつかの民間企業を選んで提携の申し入れをしました。そして最初の資本金として政府から一〇〇〇万ユーロを受け取り、複数の大きなプロジェクトを遂行することができました。もし、この官民提携のシステムがなく、仏国立図書館だけで同じプロジェクトを動かそうとしていたら、資金は三〇〇〇万ユーロは必要だったでしょう。これが官民連携のメリットの一つです。

そして採算性を確保するため、民間企業との提携期間中（通常七〜一〇年間）、この提携システムでデジタル化した資料に関しては、仏国立図書館外からのアクセスを有償としました（仏国立図書館内からのアクセスは無料）。提携期間が切れたものについては、順次ガリカで無料公開します。提携期間中は有償とすることで、私

たちの子会社に利益が生まれます。この利益が、また新たなデジタル化事業の原資に充てられるというわけです。これは政府の資金を補完するという新しい仕組みで、今のところ運営はうまくいっています。

今後、私たちがこの提携システムを使って実現しようとしているのは、「まだ著作権で保護されているが市場ではもう入手できず、図書館でのみ手に取ることができる二〇世紀の書籍のデジタル化」という一大事業です。こういった入手不可能な書籍はおよそ五〇万冊あり、読者をもっとも読みたい作品の一つといえます。このプロジェクトが実現すれば、入手不可能な書籍の新たな市場開拓が可能になるはずです。そこで二〇一二年二月、この事業を実現するため、国と出版社、著者の合意のもと、新たな法律が可決されました。今後はこの法律に基づいて、仏国立図書館が中心となり、絶版書籍のデジタル化が進められる予定です。

す。まずは仏国立図書館が法定納本をベースに、市場で入手不能になった資料のリストを作成します。このリストには著作権の状態や、市場で流通しているか絶版になっているかなどの情報が記載されます。二〇一三年の春頃には最初のリストが完成する予定で、その後、著作権者にデジタル化についての確認を取ります。法律によれば、著作権者には六カ月間の猶予期間があり、その間にデジタル化を許諾するか否かを決定することができます。最終的には、おそらく全体の二割程度の書籍がデジタル化されると思われます。利用者は出版社が定める金額を支払うことで、ガリカでその書籍を閲覧できるようになるでしょう。

デジタル化における 今後の計画

仏国立図書館はフランス国内において、デジタル化の指導的な役割を担うだ

けでなく、国内の他の図書館と協力してデジタル化の計画を進めていく役割も持ち合わせています。現在フランス国内では、二つの大きなデジタル化プログラムが進行中ですが、そのうちの一つが法律関係の出版物のデジタル化計画です。この計画は図書館にとっても市民にとっても、非常に重要なものになるでしょう。

また、デジタル化は図書館同士の国際協力という点においても、大きな変化をもたらしています。たとえばガリカにアップされる資料はすべて「ヨーロッパナ」〔注2〕というヨーロッパの電子図書館ポータルサイト上にも表示されます。また、私たちはフランス語圏の図書館

ネットワークや、米国議会図書館とUNESCOの主導により開設された「ワールドデジタル・ライブラリー」〔注3〕にも参加していますし、さらには特定のパートナー国と共同で二国間活動も行なっています。先ほど大滝館長がお話しされた日仏ポータルサイトの立ち上げ計画も、その一つです。こちらは二年後までに実現させる予定ですが、ブラジルとはすでに同様のサイトを立ち上げています。今後はデジタル化の推進によって、図書館は物理的に散らばってしまいうすい豊かな文化的遺産を、再結集させることができるかと確信しています。

マルケ▼ラシーヌ館長、ありがとうございます

注2◆ヨーロッパアーナ(Europeana) ……ヨーロッパの電子図書館ポータルサイト。2008年11月20日にプロトタイプが公開された。2011年10月時点でのコンテンツは約2,000万点を越えている。ヨーロッパ各国の図書館、博物館、文書館の協力によって、書籍、音声、映像、動画、絵画、手稿史料などのデジタル・データを公開している。

<http://www.europeana.eu/portal/>

注3◆ワールドデジタル・ライブラリー(World Digital Library) ……2009年4月21日にオープンした、米国議会図書館とUNESCOが共同で推進している電子図書館プロジェクト。

世界各国の図書館等が提供する、各国の文化の特色を示す手稿、地図、貴重書、写真、動画等のデジタルコンテンツを、地域、時系列、テーマ別に一望できるウェブサイトで、国立国会図書館も参加して、コンテンツを提供している。

<http://www.wdl.org/en/>

ました。

さて、お二人のお話をお聞きしてまず驚いたのは、それぞれの図書館に課せられた使命にたいへん共通点が多いことです。どちらの図書館も貴重な資料を収蔵しており、デジタル化という問題に対しても迅速に対応しようとしていることがわかりました。しかしながら日本とフランスとは、対応に多少の違いもあるようです。この違いの部分について、少し掘り下げて議論していきたいと思います。まず最初に伺いたいのは、インターネット上の資料の収集についてです。ラシーヌ館長、フランスでは二〇〇六年からインターネット資料の収集・保存政策がとられているそうですね。

ラシーヌ▼はい、フランスでは法律によってWebコンテンツの法定納本が定められています。インターネット上に公開されているデータのうち、ドメインが「.fr」のコンテンツに関しては、無料のものも有料のものも、すべて国立図書館に収集

する権利が保証されています。といってもすべてのコンテンツを収集すると膨大な量になりますから、私たちはどうすればより効果的な選別が行なえるか、段階的に政策を立ててきました。現在は、二年に一度のペースで「.fr」ドメインのウェブサイトを全般を拾い上げたあと、テーマやサイトの種類ごとに掘り下げながら、体系的に選別を行なっています。たとえば選挙や戦争など大きな出来事があったときには、そのテーマでもより掘り下げた選別を行なうわけです。これは一〇年以上前から、何十億ものファイルをストックする中で得られた成果です。

マルケ▼大滝館長、日本ではいかがですか。

大滝▼先にお話ししたとおり、国立国会図書館では二〇一〇年から国や公共機関が発信するインターネット上の資料の収集を始めています。そして二〇一三年七月以降は、第二段階として、民間発信の資料のうち「従来の図書や逐次刊行物に相当する電子書籍や電子雑誌で、無償かつ

DRMのないもの」に限定して収集を開始する予定です。全体的な動きはフランスに比べて遅れていますが、今後は段階的に同じような取り組みを行なうことになると思います。

マルケ▼では第二に、資料の保存形式について伺います。利用者がデジタル化された資料にアクセスする場合、フランスではガリカにテキスト形式の資料がアップされており、検索エンジンを使って全文検索もできるようになっていますが、日本ではまだこの段階まで進んでおらず、現時点ではイメージ情報（画像）へのアクセスのみが可能になっているとのことでした。これは主に技術的な問題なのでしょうか、それとも他に理由があるのでしょうか。

大滝▼やはり最大の理由は、著作権法の問題だと思っています。現在の著作権法では、著作権が切れていない作品を著作権者の許諾なしにテキスト化することは認められていないのです。この問題を解決する

には、出版社や著者などさまざまな利害関係者と社会的合意を作りつつ法律の改正を進めるといふ、息の長いチャレンジな取り組みを続ける必要があります。一方で著作権が切れた作品については、法律上はテキスト化も可能なのですが、たとえば今から一〇〇年前の明治時代に出版された書籍の本文をテキスト化する場合、OCR（Optical Character Reader／光学式文字読取装置）の読み取りによる機械的な変換が難しく、どうしてもコストがかかります。とはいえ、利用者の利便性がテキスト化にあることは間違いないので、それを最終目標として実験を重ね、段階的に取り組みを進めていきたいと思っています。

ラシーヌ▼仏国立図書館でも、最初は画像形式でデジタル化していましたが、Googleの進出を機にテキスト形式に切り替えました。確かに画像形式よりテキスト形式の方がコストもかかりますし、印刷の質にもよりますが、読み込みの際

しての技術的な難度も上がります。しかし現在では、研究者はもちろん一般の利用者にとっても、ガリカのサービスを十分に活用するためには、テキスト形式でのデジタル化が不可欠であると考えています。

マルケ▼確かにGoogleの影響は決定的ですね。一般の利用者にとってGoogleは一つのリファレンスになっていますが、今のところ日本の書籍の中身に関しては、Googleでもほとんど検索できない状況です。

では、三つ目の問題に移ります。デジタル化された資料の数は、仏国立図書館が約二〇〇万点、国立国会図書館が約二二〇万点と、ほぼ同じであるにも関わらず、一般の利用者からのアクセス件数は大きく異なっていますね。これは国立国会図書館でデジタル化された資料のうち、外部からのアクセスが許可されているのが全体の五分の一度に限られているためかと思いますが、この点について

大滝館長はどうお考えですか？

大滝▼せっかくデジタル化した資料に、国外はもとより国内からもアクセスできないという問題ですよ。これについては、我々もコストをかけて著作権者の許諾を得るなどの権利処理を進め、より多くの資料が外部からもアクセス可能になるよう、努力しているところです。また、フランスでも「市場で入手不可能な書籍のデジタル化を進めている」というお話がありました。我々も絶版等での手困難になった資料については、全国の公共図書館や大学図書館などのサービスカウンターに送信することが二〇一二年六月の著作権法の改正により可能となり、こちらは二〇一四年一月から稼働予定です。館外でのデータ利用が、それを契機に今後広がっていく形になると思います。

◆第二部 デジタル書籍と 出版業界について

マルケ▼第二部では「デジタル書籍と出版業界について」というテーマで、専修大学教授で出版デジタル機構会長の植村八潮先生、国立国会図書館電子情報部長の中山正樹さんにも加わっていただき、議論を進めたいと思います。

さきほどの第一部では、ラシーヌ館長が「フランスでは官民提携による資金調達が行なわれている」というお話をされていました。日本でも二〇一二年四月に、中小出版社の電子出版産業参入を容易にするために株式会社「出版デジタル機構」が設立されました。この組織は出版社のデジタル化支援だけでなく、電子書籍流通の基盤整備を進めることを目的としています。まずはこの出版デジタル機構の取り組みについて、会長の植村八潮先生からお話しいただきたいと思います。

植村▼そもそも本とは、言葉をそのまま文字で表したものであり、言語に依存して作られているものといえます。つまり出

◎プロフィール

植村八潮(うえむら・やしお)

専修大学文学部教授。

出版デジタル機構取締役会長。

1956年千葉県船橋市生まれ。

東京電機大学出版局局長を経て、
現職。

早い段階から、日本の電子書籍の
可能性を研究、追求し、その普及を
目指す。

著書に『電子出版の構図—実態の
ない書物の行方』(印刷学会出版部、

2010年)、共著に『出版メディア入
門』(日本評論社、2006年)など。

出版デジタル機構 → [http://
www.pubbridge.jp/](http://www.pubbridge.jp/)

版産業とは、その国の言語に依存した産
業なわけです。当然のことながら、その
流通形態やコンテンツの内容は、各国固
有の社会制度や文化に深く関わってきま
す。たとえば日本では、書店で雑誌と書
籍と一緒に販売されていますが、実はそ
れは日本だけの特殊な例であって、欧米
では雑誌は書籍とは別に、マガジンス
タンドで販売されるのが一般的です。ま
た、日本では漫画という独自の文化が育
ちましたが、フランスにもバンドデシネ
というすばらしい漫画文化があります。
出版物はそれぞれの国の枠組みの中で、
さまざまな流通形態やコンテンツを作り

上げてきたのです。

ところが前半でも話題になっていたよ
うに、最近はGoogleが思いもかけない
形で各国の流通チャネルに割って入っ
て、電子書籍のプラットフォームにな
ろうとしています。もちろん本文検索自
体は素晴らしいサービスだと思いま
すが、それが著作権者の許諾なく行なわ
れてしまったことに対して、当然ながら各
国から強い異議が出ました。他にもアマ
ゾンやアップルなどのプラットフォーム
マーが登場したことにより、自国内の出
版流通チャネルが、外国企業の管理下
に移っているのが現状だと思っています。

一方で本を読むためのツールとして
も、従来の紙媒体だけでなく、スマート
フォンやEブックリーダーなど、さまざ
まなデバイスが登場しています。それは
活字離れというより、むしろ情報流通の
変化と読書の多様化と言うべきです。そ
う考えれば、電子書籍市場の拡大をはじ
め、今後のあらゆる出版産業の育成策

は、当然国のプロジェクトとして進められるべきものとなります。そもそも出版文化が「自国の言語文化そのもの」であるならば、これは本来国の政策課題といえます。そこで必要となる新たな制度設計については、官民共同で取り組む必要があると思うのです。

その一つのあり方として、私たちは出版デジタル機構という株式会社を作りました。設立は二〇一二年四月ですが、設立後ただちに官民ファンドから一五〇億円の出資が決まり、同時に大手印刷会社からも出資が行なわれています。ある意味で官民共同の取り組みといえます。この出版デジタル機構の目的は、電子出版ビジネスのためのインフラストラクチャーの提供と、あらゆる本が電子書籍として読めるようになるための環境整備です。電子出版に関わるさまざまなビジネスモデルを支援して、誰もが電子出版に関して自由な言論表現活動に参加できる社会を目指しています。この「自由な

言論表現活動」あるいは「知る権利」を担保することもまた、出版デジタル機構の重要な役割だと考えています。

この出版デジタル機構のサービス名は「パブリッジ」としました。これは「パブリッシュ+ブリッジ」をくっつけて作った造語です。川に橋をかければ人々の交流が始まりますし、空き地を広場として整備すれば市場が立ちます。私たちは電子書籍を読むための端末とあらゆる書店、出版社を結ぶ存在でありたいと考えています。その先のこと、たとえばどんな著者が読者の人気を獲得するかということは、自由競争の中で行なわれるものであり、私たちが関与すべきではありません。パブリッジの仕事は、あくまで広場を整えること。そこで市場を立ち上げ、商業ベースで競争するのは、出版社や電子書店の仕事です。

さて、「知識」は文字によって伝えられてきました。今から二〇年くらい前までは、文字は紙の上でしか流通していま

んでした。しかし今の時代の私たちは、圧倒的な量の文字を紙ではなく、ディスプレイで読んでいます。インターネットに膨大なデジタル文字情報が作り出されているのです。しかも、そのデジタル情報の信頼性は、必ずしも担保されていません。以前は誰かが「本」という形で知識を体系的に構造化して発信してきたため、そこに書かれている知識はある程度信頼性が担保されていましたが、今では知識は単なる「情報」となり、「検索」という枠組みのなかに落とし込まれてしまいました。そこでは発信者の作家性は失われ、実名もわからず、責任の主体が曖昧になっています。そんな現代において、知識の信頼性、権威性をもう一度再構築するにはどうしたらいいか。私は、ここに出版社の役割があると思っています。「知識」というものをインキュベーションする、育て上げる場として、出版社が機能を果たしていく。この枠組みは今後も変わらないでしょう。

これからは、紙の書籍とデジタル書籍が出版社から同時に刊行されるようになります。当然のことながら、紙のシェアは相対的に下がらざるを得ません。私たちは同じディスプレイの上で、書籍と雑誌と新聞を読むようになるでしょう。もともと書籍と雑誌と新聞は、流通チャネルと刊行形態という物理的なスタイルの違いによって区分されていたに過ぎないのですが、今後それらが同一のディスプレイ端末上で読まれるようになれば、当然ながらこの区分は失われます。書籍と雑誌と新聞の境目は、たぶん溶けてなくなる。そういう意味では「出版」紙に印刷して発行すること」とか、「読者」本を「読む人」という認識もまた、過去のご概念になりつつあるといえます。

むしろ、出版社は電子書籍を作るためにデータをアーカイブし、データベースを構築するわけで、ある意味それは民間の電子図書館でもあります。つまり、もともと公共機関によって担われてきた図

書館サービスが、電子書籍という形で民間ビジネスにも拡大していくわけです。

この流れは、日本に比べてデジタル書籍の流通が進んでいる欧米の例をみても明らかです。ただ、ここには一つ大きな問題があつて、民間サービスは企業の都合によつて一方的に中止になったり、企業が倒産して続けられなくなったり、外国企業に買収されたりする可能性があります。自国の素晴らしい文化遺産である電子書籍というデータベースが、紛失するとか外国企業にのつとられるという事態は、絶対に避けなければいけません。

私はここに、国立国会図書館の大きな役割があると考えています。文化資源であるデジタル資料の保存は、もはや国家事業です。ただ、この事業は国立国会図書館が単独で行なうものではなく、民間の力も積極的に活用すべきだと思います。たとえば「ダークアーカイブ」という言葉がありますが、民間の出版社がコンテンツを提供している間は、国立国会

図書館はとりあえずデータの保存だけはおく。そしてもしその出版社が倒産したり、海外企業に買収されて貴重な資料が散逸しそうな場合は、すぐにそれを国立国会図書館がデータベースとして利用する。今後はそういう仕組みが出てきてもいいのではないでしょうか。図書館には、私たちの「知る権利」を保障しつづけるという重要な役割があるのですから。

いつの時代も、本がもたらす「知」の出合いは重要なものです。しかし紙の本は、発行後一定の時間が経って売れなくなる、品切れになつて市場から消える宿命にあります。一方で図書館の蔵書スペースにも限りがありますから、書籍が閉架書庫に収められてしまうと、やはりアクセスしづらくなります。その意味で、いつでもどこでもアクセスできるデジタルアーカイブは非常に素晴らしいものです。ただ、小さなディスプレイの中だけの出合いには、やはり限界もあります。

◎プロフィール

中山正樹(なかやま・まさき)

国立国会図書館 電子情報部長
1955年生まれ。2002年国立国会
図書館入館。

電子図書館事業の企画立案、デジ
タルアーカイブシステム、図書館サ
ービスシステムの構築・運用を管理。

2011年より電子情報部長として、
資料のデジタル化、オンライン資料
の収集・提供等、関係機関と連携し
た電子情報サービスの企画・構築、
東日本大震災アーカイブの構築事
業を統括。また、CIO（情報化統
括責任者）として、次世代図書館サ
ービスの構築に向けた業務システ
ム最適化計画を策定中。業務・シス
テムを効率化し、より創造的なサ
ービスの実現を目指す。

す。デジタルアーカイブだけでなく、で
きれば物理的な本との出会いを組み合
わせることで、誰でもが素晴らしい本にア
クセスしやすくなる、あるいはそういつ
たビジネスが成立する仕組みも考えられ
るでしょう。今後は私たちパブリッジ
も、その役割を担っていかれたらと思っ
ています。

マルケ▼植村会長、ありがとうございます
た。では続いて、国立国会図書館電子情
報部長の中山正樹さんに、国立国会図書
館が資料のデジタル化にあたって出版業
界とどのような協力関係を築いているか
について、お話を伺いたいと思います。

中山▼国立国会図書館電子情報部長の中
山です。私からは、国立国会図書館が民
間と連携することによって、電子書籍の
普及や出版産業の発展にどのように寄与
できるか、現在の取り組みを中心にお話
したいと思います。

まず前提として、現在、膨大な量のデ
ジタルな出版物がインターネット上に流
通しているという事実があります。それ
らを網羅的に収集・保存して、将来にわ
たって利用を保障していくのが、国立国
会図書館の役割です。しかし今の時代、
それを私たちだけで実現することはも
はや不可能です。今後、電子書籍の普及は
もとより、デジタル化資料の利活用を促
進するためには、国立国会図書館以外に
も国のさまざまな機関の施策を活用し、
さらに民間ビジネスとの連携も強化して
いく必要があります。たとえば国立国会
図書館が収蔵する全資料のうち、四分
三はまだデジタル化されていませんが、
それを国立国会図書館の資金、技術だけ

で実施するのは困難なのです。特に、デジタル化資料の利活用に不可欠な本文内容の検索が可能なテキスト形式での電子書籍化は、国や民間の資源や研究開発成果を活用しなければ実現できないでしょう。

この前提に立つたうえで、これから電子書籍の普及を目指すにあたり、出版社と国立国会図書館はいかに連携していくべきかを考えなければなりません。ここでポイントとなるのが、電子書籍ビジネスのプラットフォームの整備、電子書籍の著作権処理の集中管理や、電子書籍の仕様決め、すなわちデジタルフォーマットやメタデータ等の共通化などです。以下、順番に紹介していきたいと思います。

電子書籍の保存

国立国会図書館では、電子書籍はデジタルアーカイブ、電子書庫によって永続的な保存を保障しています。分散ファイルシステムにより、段階的に拡張可能な

形になっている電子書庫を、複数の拠点に分散して保存するわけです。この電子書庫は、出版社のデータベースのバックアップ機能、ディザスタリカバリ(disaster recovery)/災害で被害を受けたシステムを復旧・修復すること。または被害を最小限に押さえるための備えをすることの役割を果たすものでもあると考えています。

資料や資源への二元的なアクセス

国立国会図書館では、電子書籍を含めた国内の刊行物の目録を作成し、維持しています。目録では、紙資料・デジタル資料など形態の異なる書誌の情報も共通化し、統合的に検索できるだけでなく、その資料が保管されている場所までナビゲートできるシステムを準備しています。このシステムは「NDL search」[注4]という名前で公開されています。

デジタル化したコンテンツの活用

国立国会図書館でデジタル化した資料

は、出版デジタル機構などを通じてその本の出版元に提供するモデルも想定されます。出版社は、それを自社で電子書籍化して販売することができず。今後は、出版社がデジタル化して出版したものを当館で収集し、当館の電子書庫の中に、ダークアーカイブとして保存し、電子書籍サイトで障害が発生した場合は、この電子書庫から提供していくということも考えられます。当館がデジタル化したコンテンツの活用 of の仕組みに関しては、現在文化庁でも「著作物の流通と利用に関する円滑化に関する実証実験」が行なわれており、その中でより有効な権利処理のガイドラインやビジネスモデルが検討されているところです。私たちとしても、その実証実験の結果を当館のサービス構築に生かしていきたいと考えています。

公共図書館へのデータ提供環境の共通化

二〇一四年一月以降は、国立国会図書

館がデジタル化した資料のうち、絶版本など市場で流通困難なものについては、当館から公共図書館にデータを配信できるようにする予定です。それに向けて現在、公共図書館における電子書籍の利用環境の整備を進めています。商用の電子書籍サイトや、国内の各種電子書籍販売サイトはもとより、アマゾンのKindle、GoogleのGoogle Play ブックスなども含めて、公共図書館におけるデジタル資料の利用環境を共通化していきたいと考えています。

電子書籍そのものの仕様についても、今後関係機関と連携しながら、共通化を進めていく予定です。

注4◆NDL search……国立国会図書館サーチ。2012年1月6日よりスタートした、国立国会図書館の検索サービスです。国立国会図書館をはじめ、全国の公共図書館、公文書館、美術館や学術研究機関等が持つ情報を検索できる。2013年2月現在、82個のデータベースから収集した約7300万件の文献情報等が検索可能。目次情報や資料の本文全文を対象とした検索、近日中に刊行される図書（近刊図書）の検索をすることができます。

<http://iss.ndl.go.jp/>

著作権情報の集中管理

電子書籍の著作権情報管理については、国立国会図書館と出版業界が一緒に集中管理する仕組みを、両者共同で構築・運営できないかと考えています。両者が著作権情報を共有すれば、権利処理の効率が上がるだけでなく、双方が同じ資料を重複してデジタル化するなどの無駄も排除しやすくなるからです。著作権データベース構築にあたっては、当館がこれまで行なってきた著作権処理の経験を生かしながら、関係府省や民間と協力しあい、著作物の著作権ステイタスを一元的に把握できるシステムを作りたいと思っています。これも、現在文化庁では「著作権の集中管理の促進に関する実証実験」を行なっており、今後プラットフォームの構築や運用に関する提案が行なわれることになっています。当館もその実験に連携することで、より有効な著作権情報の集中管理システムを実現したいと考えています。

そもそも国立国会図書館では、紙かデジタルかを問わず、あらゆる資料の情報を登録できる書誌データベースを構築しています。ここには国立国会図書館の蔵書はもとより、国内の公共図書館の蔵書、さらには商用サイトで確認できる資料の所蔵機関の蔵書情報も登録されており、現時点で七〇〇〇万件以上のメタデータ「注5」が管理されています。既にAPI「注6」を使って、その情報をインターネット上で公開できるようにしており、この書誌データベースと、新たに構築する著作権情報のデータベースを組み合わせれば、その本の書誌的事項と著作権の状況を常に把握できるようになり

注5◆メタデータ……データそのものに付与されているデータのこと。

注6◆API (Application Programming Interface) ……開発者が、外部のソフトウェアやウェブサービスの機能を利用するための仕組み。

ます。そうすれば、書籍の権利処理を迅速に行なうことができ、デジタル化もより一層進めることができるでしょう。

以上のことをふまえて、電子書籍ビジネスにおける国立国会図書館の役割を改めて考えるとすれば、それは「電子書籍の普及によって読者人口が増え、出版全体の市場が拡大して、出版ビジネスが加速されていく」という流れを支援することだと思います。その背景には、資料や情報などの文化的資産を長期保存し、その利用を将来にわたって保障する、つまり利用者にとってはラストリゾート(最後のよりどころ)、提供者にとつてはダークアーカイブとなるという、国立国会図書館の役割があるわけです。私たちはそのいずれにおいても関係機関と連携しながら、今後さらに対応を進めていきたいと思っています。

マルケ▼中山さん、ありがとうございます。では今回のプレゼンテーションを締めるにあたり、ラシーヌ館長に再度ご登

壇いただき、今度は仏国立図書館とGoogleの関係について発表をいただきたいと思います。

ラシーヌ▼Googleと図書館との関係についてまず言えることは、Googleが「世界中のすべての文化遺産、書籍、印刷物をデジタル化する」という、かつてないタイプの野望を持っているということです。これはほんの七年前に出てきた構想であり、当時、多くの人はこの野望を狂気の沙汰、ユートピアだと感じました。しかしその後、Googleは自社の強力な資金力と技術力、そして作品を保存している図書館の存在によって、このユートピアが実現可能なものであることを証明しました。その結果、残念なことではあります。それが、これまで図書館が行なってきたデジタル化政策は、完全に時代遅れなものになってしまいました。それまで仏国立図書館をはじめとした図書館が行なってきたデジタル化のスピードは、決して遅すぎるものではありませんでした

が、Googleの発表とその計画の進捗は、状況を完全に覆してしまったのです。

しかしGoogleの計画に対しては、世界中からかなり激しい批判の声も上がりました。中でも多かった批判は、著作権の遵守に関するもの、そしてGoogleのような力のある企業が書籍のデジタル化を独占することを危惧するものでした。その中で我々は、Googleのやり方を完全に拒絶するか、または交渉を模索するか岐路に立たされました。この選択はそう簡単なものではなく、ヨーロッパ全土でもフランスでも、どちらの対応をするべきかで世論は揺れましたし、ときには同時に両方の対応をすることもありました。ただ、ヨーロッパの中でもイギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ドイツなどは、比較的早くからGoogleと協力する道を選びました。なぜならこれらの国の図書館は、国からの援助が潤沢ではなく、Googleと協力しあう以外に大々的なデジタル化を進める道がない

かったからです。

しかしフランスの場合、事情はもう少し複雑でした。先に挙げた二つの批判に加えて、Googleと出版社の間にも大きな対立が生じたからです。Googleの計画が発表されるとすぐ、フランスの出版社はGoogleを訴えました。その理由は「Googleがフランスの出版物のデジタル化を、出版社や著者の許可なしに、アメリカの大学の蔵書を基にして行なったから」です。Googleはフランスの出版組合だけでなく、フランス最大の出版社であるHachette社やLa Martinièreなど、個々の出版社からも提訴されました。そしてそれぞれに交渉期間を経て、まず二〇一一年にHachette社と、翌二〇一二年夏にフランスの出版社全体と合意し、係争は解決しました。これは他国ではまだ例のないことです。たとえばアメリカでは、Googleと作者・出版社との合意は、未だ連邦裁判所に承認されていないのですから。

一方、Googleは出版社との話し合いと並行して図書館にも接触し、デジタル化への合意を取り付けてきました。たとえばフランスでも重要な図書館の一つであるリヨン市立図書館は、著作権で保護されている文化遺産コレクションのデジタル化について、Googleと非常に重要な合意をしました。しかし仏国立図書館では、出版社とGoogleの係争が解決するまでの間は、Googleとの交渉を保留していました。そしてその間に出版社や著作者と協議を重ね、二〇一二年二月二二日に、先にも紹介した新しい法律（著作権はあるが現在市場に流通していない書籍のデジタル化と、その商業的活用を可能にする法律）の制定を実現したのです。この法律の効力が及ぶ範囲においては、もはや仏国立図書館はGoogleと対立関係ではなく、協力関係にあるといえます。

私たちがGoogleと協力関係を結ぶまでに時間がかかった理由は二つあります。一つはGoogleと出版社の合意が結

ばれておらず、係争が長期に及んだこと。そしてもう一つは、先に説明した官民協力の枠組みによる資金調達の仕組みが、私たちにとってGoogleとの提携以上に有益なものだったことです。Googleの協力を得てデジタル化した資料は、利用者に無償で提供されるため、利用者にはメリットがありますが、私たち図書館側には何の利益もありません。それに対して官民協力の枠組みでデジタル化した資料は、仏国立図書館外には有償で提供されます。私たちはそこから収益を得て、再びデジタル化事業に投資することができるようのです。

現在、私たちはGoogleとの協力関係に合意しましたが、かと言って優先的にこの協力関係を進めるというものでもありません。ただ、先に挙げたリヨン市立図書館の収蔵資料のうち、Googleがすでにデジタル化した何十万冊もの資料のデータについては、今後ガリカの中に導入する合意を取り付けたいと考えていま

す。この構想自体には、Googleからもリヨン市立図書館からも異論の声はないので、今後どのような形式で実行するかを考える段階にきているといえます。同様に、フランスの出版社はGoogleがすでにデジタル化した書籍をGoogleと提携して活用することもできますし、先に挙げた新しい法律の枠組みの中で活用することもできます。つまり今後、フランスの出版社が電子書籍を活用するにあたっては、二種類の選択肢があるというわけです。

いずれにしても、このようにデジタル化革命を起こしたGoogleは、今や出版社にとっても、私たち仏国立図書館やリヨン市立図書館にとっても、重要なパートナーになったといえるでしょう。

マルケ▼ラシーヌ館長、ありがとうございます。植村会長、ラシーヌ館長のお話を受けてお聞きしたいのですが、日本の出版社はGoogleに対してはどのように考えているのでしょうか。

植村▼今のラシーヌ館長の発表は、日本の出版関係者や図書館関係者にとっては、実に驚くべき話ではないかと思っています。私たちの認識では、Googleとの戦いで世界をリードしているのはフランスであり、それによってヨーロッパの電子図書館ポータルサイト「ヨーロッパアーナ」も生まれたと聞いていたからです。でも実際には、Googleと仏国立図書館はすでに協力関係にあるんですね。これはフランス国内に、Googleの独占を避ける枠組みができあがっているからこそできたことではないかと感じました。

そもそも一つわかったのは、フランスでは民間だけでなく、国も積極的にデジタル化を支援しているのだということです。確かにパブリッジは官民ファンドの出資を受けましたが、組織上は純粋な株式会社であり、ビジネスとして「書籍のデジタル化を進めましょう」と言っているわけです。でもフランスでは、仏国会図書館が国の予算を使って、どんどん

デジタル化を進めている。フランスにはもともと「自国の言葉を守ることが自国の文化を守ることだ」という認識があると聞きますが、国もそれを支援しているんですね。だからこそ、政策として「Google+組む」という選択もできるのでしょうか。

日本はフランスに比べて、文字や出版という文化と国との間には、もうちよつと距離があるように思います。ですからデジタル化の取り組みも、現時点では国のプロジェクトとしてではなく、民間企業であるパブリッジや国立国会図書館という仲介役を挟みながら、日本的な枠組みの中で進んでいくのかなと思います。マルケ▼ラシーヌ館長、植村会長のご意見を聞いていかがですか？

ラシーヌ▼そうですね、確かにGoogleとの関係は複雑なものであり、フランスでもしばしば熱っぽく議論される問題です。実はGoogleの検索エンジンとしての市場シェアが世界一高いのは、フランスな

のです。ですからフランス国内では、Googleに対する恐れも大きかったと思います。

また「ヨーロッパーナ」のお話が出たので少し触れておきますが、フランスは六年前にヨーロッパーナ・プロジェクトのスポークスマンの立場になり、現在は私がヨーロッパーナの代表を務めています。ヨーロッパーナはヨーロッパ全土のデジタル資料にアクセスできる電子図書館ポータルサイトではありますが、Google bookと競合する性質のもではなく、まったく違うプロジェクト上にあるものです。ただ、ヨーロッパーナの体裁は六年前から進化していないかもしれません。それもあって、現在ではヨーロッパーナとGoogleは対立関係と言うより、むしろ協力関係になっています。また、先ほどもお話したように、ヨーロッパ各国の政府は予算的な問題もあって、次々にGoogleとの合意を承認・推奨しました。ですからヨーロッパにおい

ては、Googleとの対立図式はもはや過去のものとなったのです。もし対立が残っているとすれば、それは著作権で保護されている書籍に関する分野だけであり、著作権が切れた書籍についての問題は解決されていると考えます。なお、著作権が残っている書籍についての出版社とGoogleとの関係は、フランスに関しては他の国よりも少し提携が進んでいます。出版社が協議して、著作権の保護下にある書籍に関しては、Googleと著作権者の双方が納得できる条件をGoogleに受け入れさせたからです。

ただ、そうは言ってもGoogleとの関係は、今でもしばしば対立的になることがあります。たとえば現時点で生じている問題は、ヨーロッパ各国の資料のデジタル化で得られたGoogleの利益が、それぞれの国に税金として還元されないことです。Googleの本社はアメリカにありますから、税金はすべてアメリカに納められ、ヨーロッパには入ってこないの

です。この例からもわかるように、Googleに関しては本当に次々といろいろな問題が出てきます。これもGoogleの権力の大きさの裏返しかもしれませんね。

マルケ▼ご説明ありがとうございました。今日の皆さんのお話を通じて、公共図書館の力がなければ、書籍のデジタル化は不可能なのだということがよくわかりました。ではここで、会場からの質問を受け付けたいと思います。

会場▼日仏図書館情報学会会長の波多野と申します。私たちは民間ベースで日仏の文化、とりわけ図書館や情報関係の交流を進めてきました。その立場から、大滝館長に一つ質問をさせていただきたいと思います。現在、フランス国立図書館では、従来の図書をはじめとした印刷物だけでなく、版画や写真、メダル・貨幣、あるいは音声資料など、さまざまな資料を収集していて、おそらくそれらもデジタル化されていることと思います。一方

国立国会図書館でも、錦絵などの画像資料を集めておられますが、今後国立の中央図書館として、どの程度の範囲で文化財を集め、それらをデジタル化していくとお考えでしょうか。たとえばヨーロッパアーナは、欧州の美術館や図書館が所蔵する資料を閲覧できるシステムですが、日本の国立国会図書館でも、将来インターネット上にポータルサイトを作つて、他の図書館で集めた資料も含めて公開するというような計画はあるのでしょうか。また、フランスでは映画やテレビ番組は図書館とは別の国家機関が資料を収集していますが、日本ではどうなのでしょう。映像も含めたさまざまな図書以外の資料の収集とデジタル化について、国立国会図書館がどのような役割を果たしていくのか、お伺いできればと思います。

大滝▼確かにフランスと比べると、国立国会図書館が取り組んできた資料の収集の範囲は、かなり限定的なものであったと

思います。ただ、これからのデジタル環境においては、国内の公共図書館などの収集資料をポータルサイトを介してつなぐとともに、収集対象とする資料の範囲も増やしていくべきだと考えており、実際に一部は収集に着手しています。たとえばテレビ・ドラマの台本なども近々かなりの数のコレクションを収集する予定ですし、「歴史的音源」としてレコードの音源なども収集の対象にしています。それらの中で著作権の問題がない資料については、すでに一般の利用者からのアクセスが可能になっているものもあります。

また、現時点で私たちが最優先で収集の対象としているのは、東日本大震災関連の記録等のアーカイブです。これは前に申し上げたように、全国の関係機関で分散して収集保存する予定です。大震災のあらゆる記録を残すために、これまで国立国会図書館が収集の対象としてきた出版物だけでなく、まさに「大震災に関するあらゆる記録」を継承するため、あ

らゆる資料の収集を進めていくつもりです。

マルケ▼大滝館長、ありがとうございます。では、これで討論会を締めたいと思います。本日の討論会は、非常に意味のある有益な会になりました。今回のラシーヌ館長の来日の目的の一つは、二〇

一四年から運用予定の日仏共同デジタルポータルサイトの立ち上げに関する準備でしたが、この討論会を通じて、その良き第一歩が踏み出せたのではないかと思います。皆さん、本日は本当にありがとうございました。

図書館とメディアの本
ず・ぼん ⑨—01

◆デジタル時代における本のゆくえ

◆シンポジウム

ブルーノ・ラシーヌ／大滝則忠／植村八潮／中山正樹 司会／クリストフ・マルケ

◆フランス語翻訳

新行内紀子

◆編集／構成

ず・ぼん編集委員会

(齊藤誠一、手嶋孝典、東條文規、堀渡、真々田忠夫、沢辺均、那須ゆかり)

◆編集協力

高橋久未子

◆デザイン

山田真也

◆発行・バージョン

2013年2月28日 [PDF版 ver.1.2]

◆発行所

ポット出版

150-0001 東京都渋谷区神宮前2-33-18#303

電話 03-3478-1774 ファックス 03-3402-5558

ウェブサイト <http://www.pot.co.jp/>

電子メールアドレス books@pot.co.jp

郵便振替口座 00110-7-21168 ポット出版

ISBN978-4-7808-5089-5 C0000

©Pot Pub. Co., Ltd.

Library and Media books

The ZU-BON 19-01

Edited by the editorial of ZU-BON, TAKAHASHI Kumiko

Editor: SAITO Seiichi/ TEJIMA Takanori/TOJO Fuminori

HORI Wataru/MAMADA Tadao/SAWABE Kin/NASU Yukari

Translated by SHINGYOJI Noriko

Designer: YAMADA Shinya

First published in Tokyo Japan, Feb. 28, 2013

by Pot Pub. Co., Ltd.

#303 2-33-18 Jingumae Shibuya-ku Tokyo, 150-0001 JAPAN

E-mail: books@pot.co.jp <http://www.pot.co.jp/>

Postal transfer: 00110-7-21168

ISBN978-4-7808-5089-5 C0000